

公益社団法人競走馬育成協会 育成技術表彰規程

施行 平成25年1月4日

(目 的)

第1条 本会は、会員の育成技術の向上を図り、もって競走馬育成の健全な発展に資する育成技術表彰事業を推進するため、この規程の定めるところにより優れた育成技術を披瀝した会員の表彰を行う。

(表彰を受ける会員)

第2条 表彰は、当該年度において別記1の1、2、3、4及び5に定める競走において優勝した競走馬を育成した会員に対して行う。

2 前項の会員は、当該年度の前年度の12月31日現在、または障害調教開始日現在において、当協会の会員である者とする。

(競走馬の要件)

第3条 表彰の対象となる競走馬の要件は、以下のとおりとする。

- 1 別記1の1及び2に定める競走においては、会員の当該馬が満1歳になる年度の9月1日から12月31日までの間に騎乗馴致を開始し、翌年の5月31日までの期間に継続して5ヶ月（150日）以上育成した馬（以下「育成馬」という。）とする。
- 2 別記1の3に定める競走においては、会員が継続して2ヶ月（60日）以上障害調教を行った馬（以下「障害調教馬」という。）であって、日本中央競馬会のトレーニングセンター等（以下「トレセン等」という。）入きゅう後6週間以内に障害試験に合格した馬とする。
- 3 別記1の4及び5に定める競走においては、トレセン等入きゅう直前に、会員が継続して14日以上育成調教を行った馬であって、トレセン等入きゅう後1ヶ月（30日）以内に優勝した馬とする。

(育成期間の確認)

第4条 前条の育成期間は、会長が別に定める管理馬情報の提供を要件とし、
会員から提出を受けた「在きゅう馬移動（入・退きゅう）状況届」等によ
って確認するものとする。

(表彰)

第5条 表彰は、賞状のほか、別記2に定める賞金を授与して行う。

(罰則)

第6条 会員が、第2条に規定する競走馬に関し虚偽の報告をしたことが判明し
た場合、当該馬に関する表彰は行わない。また、既に表彰を実施した場合
にあつては、賞状、賞金を返還させるものとする。

2 会員が、第3条及び第4条に定める要件充足のため不正な行為をなし、
もしくは不正な行為に関与した場合、その者の育成、調教した全部の馬
について、表彰は行わない。

(実施要領)

第7条 この規程を実施するために必要な要領は、会長が別に定める。

(運用上の疑義)

第8条 この規程の運用について疑義が生じたときは、会長が定めるところによ
るものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、本協会が公益認定を受け、移行登記をした日（平成25年1月
4日、以下「登記日」という。）から施行する。

(廃止規程)

- 2 社団法人競走馬育成協会育成技術表彰規程(平成11年11月29日制定)
は、登記日をもって廃止する。

別記1

原則として日本中央競馬会が施行する下記競走に限る。

1. 新馬競走
2. 2歳重賞競走
 - (1) 2歳重賞競走
 - (2) 2歳重賞指定交流競走(地方競馬施行)
3. 障害重賞競走
4. 3歳以上の重賞競走
5. 平地の3歳以上のオープン競走(3歳限定競走を除く)

別記2

第5条に定める賞金の額

育成技術表彰として授与する賞金の額は、原則として100,000円とする。

ただし、予算額を上回った場合には、別記1の1～4の競走、別記1の5の競走のそれぞれで単価切下げを実施することができる。